

議案第 6 号

橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例について

橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めた
ので、議会の議決を求める。

平成 26 年 6 月 9 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例

橋本市都市計画税条例(平成18年橋本市条例第72号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

	改正後	改正前
(納期)		(納期)
第5条 都市計画税の納期は、次のとおりとする。	第5条 都市計画税の納期は、次のとおりとする。	第5条 都市計画税の納期は、次のとおりとする。
第1期 5月16日から同月31日まで	第1期 5月16日から同月31日まで	第1期 4月16日から同月30日まで
第2期 7月16日から同月31日まで	第2期 7月16日から同月31日まで	第2期 7月16日から同月31日まで
第3期 12月16日から同月25日まで	第3期 12月16日から同月25日まで	第3期 12月16日から同月25日まで
第4期 翌年2月16日から同月末日まで	第4期 翌年2月16日から同月末日まで	第4期 翌年2月16日から同月末日まで
2 略	2 略	2 略
附 則	附 則	附 則
8 略	8 略	8 略
9 法附則第15条第1項、第11項、第15項、第18項、第19項、第21項、第22項、第24項若しくは第30項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。	9 法附則第15条第1項、第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項若しくは第38項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。	9 法附則第15条第1項、第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項若しくは第38項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。
10 略	10 略	10 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の橋本市都市計画税条例(次項において「新条例」という。)の規定は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第9項の改正の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。）附則第15条第1項、第11項、第15項、第18項、第19項、第21項、第22項、第24項若しくは第30項に規定する施設に対して課すべき平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用する。